

久留米市中央・田主丸学校給食共同調理場次期事業手法に係る調査検討業務等公募型プロポーザル募集要項

1 目的

この募集要項は、「久留米市中央・田主丸学校給食共同調理場次期事業手法に係る調査検討業務等」に係る契約の相手先となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定める。

2 対象施設

久留米市中央学校給食共同調理場（久留米市野中町1339番地1）

久留米市田主丸学校給食共同調理場（久留米市田主丸町田主丸843番地7）

3 業務目的

久留米市中央学校給食共同調理場は、PFI事業により平成22年度に稼働を開始し、令和7年3月31日に事業期間が満了する（以下、「現事業」という。）。

本業務は、本市が円滑に現事業を完了し、引き続き、安全で安心な学校給食を効率的かつ安定的に提供するため、現事業に係る建物、設備及び調理機器等（以下、「建物等」という。）の引渡しに向けた課題の整理並びに令和7年4月1日以降の事業（以下、「次期事業」という。）に関する調査、検討、評価及び次期事業における事業者の募集に向けた本市への支援等を行うことを目的とする。

また、久留米市田主丸学校給食共同調理場は、平成16年度に稼働を開始し、調理、配送及び維持管理などを業務別に契約して運営しており、令和9年4月1日以降の次期事業手法検討業務を行うことを目的とする。

4 業務の内容

別紙、「仕様書」のとおり

5 予算額（委託料上限金額）

見積額の上限は、10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※ 上記金額を超えての見積は、失格とします。

※ 委託料には、『4 委託業務の内容の別紙、「仕様書」』に記載した業務に要する全ての経費を含む。

6 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

7 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、業務提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。

- (3) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
- ・ 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 市から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 令和5年3月31日までに下記のいずれかの類似業務を元請として受注し、完了した実績があること。
- ・ PFI更新に係る調査検討業務やアドバイザー業務
 - ・ PFI導入可能性調査業務や契約までのアドバイザー業務
- (9) 関連会社（親会社及び子会社を含む。）を含め、現事業の受託者である「久留米学校給食サービス株式会社」の構成企業及び協力企業でないこと。

8 スケジュール

手続き等	日程
募集要項等の配布	令和5年6月21日（水）
質問書受付締切	令和5年6月27日（火）
質問書への回答	令和5年6月30日（金）
参加申請書等の提出期限	令和5年7月4日（火）
資格審査の結果通知	令和5年7月13日（木）
企画提案書等の提出締切	令和5年7月20日（木）
プレゼンテーションの実施	令和5年7月26日（水） 予定
審査結果通知書の送付	令和5年7月31日（月） 予定
契約締結	8月上旬予定

9 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式1）を電子メールに添付して、「19 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和5年6月27日（火）17時15分まで（必着）

(3) 回答方法

令和5年6月30日（金）までに質問書（様式1）に記載したメールアドレスあて

に電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。ただし、本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保つことができないような質問には回答しないものとする。

10 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、ウ、エは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

- ア 参加申込書（様式2） 1部
- イ 参加資格に係る申立書（様式3） 1部
- ウ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書） 1部
- エ 納税等証明書（下記参照） 1部
- オ 役員等調書及び照会承諾書（様式4） 1部
- カ 誓約書（様式5） 1部
- キ 委任状（様式6） 1部

※ 支店等に参加手続き等の委任を行う場合

- ク PFI更新に係る調査検討業務やアドバイザー業務、PFI導入可能性調査業務や契約までのアドバイザー業務等実績書（様式7） 1部

※ 業務実績を確認できる書類を添付すること（契約書の写しなど）

久留米市競争入札参加資格者名簿の登録者にあつては、上記のウ～キの書類を省略することができる。

[納税等証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること

申請者区分			税区分		証明書 発行所	法人	個人
市外 (県外)	市外 (県内)	市内		税目			
○	○	○	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	所管 税務署	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
-	○	○	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税事務所	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明

-	-	○	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
-	-	△	久留米市国民健康保険料	国民健康保険料	久留米市	不要	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期間

令和5年7月4日(火)までの8時30分から17時15分まで(必着)。ただし土日祝日を除く。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「19 問い合わせ先」に記載する担当窓口

11 企画提案書等及び見積書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 13部(「12 企画提案書作成方法」を参照)

イ 価格提案書 1部

※ 積算の内訳等がわかる内訳書(任意様式)を添付すること

(2) 提出期間

令和5年7月20日(木)までの8時30分から17時15分まで(必着)。ただし土日祝日を除く。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「19 問い合わせ先」に記載する担当窓口

12 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

ア 表紙:「久留米市中央・田主丸学校給食共同調理場次期事業手法に係る調査検討業務等企画提案書」と記載。

イ 様式:日本工業規格A4版縦型・長辺綴じとする。両面で印刷し、ページ番号に付すこと。

ウ 文字：フォントサイズ11ポイント・横書きを基本とする。

エ 提出部数： 13部（正本1部、副本12部）

副本12部は会社名及び会社名が容易に類推される表現を除くこと。また提案書の電子データをCD-Rに格納し1枚提出すること。

データの形式については、Microsoft Office2016 で読み込み可能な Word、Excel、Power Point またはPDF で作成すること。

オ 制限枚数：なし

(2) 記載項目、評価基準及び配点

ア 提案書は、下表に示す構成とすること。

イ 評価内容に留意し、文章で簡潔に記載すること。

ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用しても差し支えない。

エ 提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

記載項目	評価内容	配点
1 実施方針	業務目的などの理解が高く、業務取組に対する基本的な考え方について、的確に提案されているか	10
2 業務フロー	業務目的実現のために具体的かつ的確な業務の進め方、市との業務区分等が提案されているか	10
3 業務内容	仕様書の内容を踏まえ、業務の実現に向けて具体的かつ的確で、創意工夫のある提案がされているか	40
4 工程計画・進捗管理	業務の工程計画の妥当性が高く、実現可能な工程となっているとともに、具体的な進捗管理に対する提案がされているか	10
5 実施体制	業務を適切に実施するために必要な知識及び経験等を有する職員等の配置体制が確保されているか	10
6 業務実績	令和5年3月31日以前にPFI更新に係る調査検討業務やアドバイザー業務、PFI導入可能性調査業務や契約までのアドバイザー業務などの実績があるか	10
7 価格提案	配点×（提案価格のうち最低価格/自社の提案価格）	10
		合計100点

13 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。なお、参加者が1者のみの場合は、本プロポーザルを中止することができる。

(1) プレゼンテーション実施日

令和5年7月26日（水）【予定】

(2) 実施場所

久留米市庁舎17階（久留米市城南町15-3）

- (3) 提案時間 15分
- (4) 質疑応答 15分
- (5) 参加人数 3人以内
- (6) 留意事項

ア 提出した企画提案書を用いて説明すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明を行わないこと。

ウ 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、中止する場合があります。

14 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

15 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和5年7月31(月)【予定】

16 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 価格提案書の金額が「5 予算額」を超過した場合

17 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

18 その他

- (1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「19 問い合わせ先」に提出すること。

- (2) 提出書類

- ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。
- イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 誓約書の提出

候補者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

19 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市教育部学校保健課（担当：馬場、延原）

電話 0942-30-9273 ファクシミリ 0942-30-9719

電子メールアドレス gakuho@city.kurume.lg.jp